

# やまなし子育て支援プラン後期計画

平成22年3月

山梨県

## 目次

はじめに	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の構成と期間	2
4 計画の進行管理	2
5 計画の推進体制	2
<b>第1章 総論</b>	
第1節 子育て環境の変化	3
(1) 少子化の動向	3
(2) 前期計画からの子育てを取り巻く環境の変化	7
第2節 前期計画の進捗状況	11
第3節 後期計画における課題	11
(1) 前期計画の検証からの課題	11
(2) 市町村ニーズ調査結果	12
(3) 県政モニターアンケート調査結果	15
(4) 子育て関係者からの意見聴取結果 (県政ひざづめ談議、女性の知恵委員会等)	15
(5) 後期計画における国から示された新たな課題	15
第4節 基本的な考え方	17
(1) 基本理念	17
(2) 基本的な視点	18
(3) 施策体系と重点プロジェクト	18
<b>第2章 各論</b>	
第1節 地域における子育ての支援	20
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	20
(2) 子育てにかかる負担の軽減	22
ア 不安感の解消	22
イ 子育て家庭の孤立化の解消	24
ウ 経済的負担の軽減	26
(3) 児童の健全育成	28
第2節 保育サービスの充実	30
(1) 保育の充実	30
(2) 保育の質の向上	32
※山梨県版 保育所における質の向上のためのアクションプログラム	33
第3節 親と子の健康の確保及び増進	35
(1) 母と子の健康づくり	35
(2) 周産期医療・小児医療等の充実	37
(3) 思春期における健康づくり	39
(4) 不妊治療に対する支援	41
(5) 食育の推進	42
第4節 子どもたちを取り巻く教育環境の充実	44
(1) 次代の親となる若者の育成と自立促進	44
(2) 確かな学力の定着・向上	46
(3) 豊かな心の育成	47
(4) 幼児教育の充実	49
(5) 家庭・地域の教育力の充実	51
(6) スポーツ・健康教育の充実	52
(7) 青少年を取り巻く環境の整備	53
第5節 仕事と子育てを両立するための支援	55
(1) 仕事と生活の調和の推進	55
(2) 男性の子育ての促進	57
(3) 企業に対する支援	58
第6節 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み	59
(1) 児童虐待の予防と早期発見	59
(2) 虐待を受けた児童の迅速・適切な保護	61
(3) 社会的養護体制の充実	62
ア 家庭的養護の推進	62
イ 施設機能の見直し	64
ウ 家庭支援機能の強化	65
エ 子どもの権利擁護の強化	66
(4) 児童の自立支援	67
(5) ひとり親家庭への支援	69
(6) 障害児等への支援・特別支援教育の充実	71
第7節 子育てを安全・安心にできる環境づくり	73
(1) 子育てにやさしい環境づくり	73
(2) 安全・安心なまちづくり推進体制の整備	75
(3) 交通安全の推進	77
第8節 数値目標等	78
<b>第3章 重点プロジェクト</b>	
重点プロジェクト1「みんなで明るく0歳から3歳子育て推進プロジェクト」	81
重点プロジェクト2「届け！安心子育て情報発信プロジェクト」	83
重点プロジェクト3「すべての児童への支援推進プロジェクト」	85

# はじめに

## 1 計画策定の趣旨

平成元年の合計特殊出生率が、「ひのえうま」という特殊要因により、それまで過去最低であった昭和41年の1.58を下回った、いわゆる「1.57ショック」を契機に、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての取り組みが始まりました。

平成6年、国が「エンゼルプラン」を策定したことを受け、本県においても平成9年3月に児童育成計画「やまなしエンゼルプラン」を策定し、取り組みを進めてきましたが、少子化の流れに歯止めをかけられませんでした。

このため、「仕事と子育ての両立（いわゆる保育サービスの充実）」が中心であった従来の取り組みに加え、男性も含めた働き方の見直しや地域における子育て支援などの対策を推進し、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、国において平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、同法第9条の規定に基づいて、本県においても平成17年2月に「やまなし子育て支援プラン」を策定し子育て支援施策を計画的に推進してきました。

しかし、県・市町村・企業の子育て支援の取り組みにもかかわらず、依然として出生児数が減少するとともに、合計特殊出生率も横這いの状況となっており、少子化が食い止められない状況となっています。

このような状況を踏まえ、「やまなし子育て支援プラン」について見直しを行い、県民一人ひとりがそれぞれの立場で、子どもたちの健やかな成長に関わり、社会全体で子どもや子育て家庭を支援するため、「やまなし子育て支援プラン後期計画」を策定しました。

## 2 計画の性格

この計画は、本県の県政運営の基本指針である「チャレンジ山梨行動計画」に基づくとともに、子育て支援のための具体的な施策の方向を示した、次世代育成支援対策推進法第9条の規定に基づく法定計画です。

### 3 計画の構成と期間

この計画は、「総論」、「各論」、「重点プロジェクト」の3つの章で構成しています。

総論では、少子化の動向、子育てを取り巻く環境や前期計画の検証を踏まえ、次世代育成支援のための基本理念と基本方針を示しています。

各論では、施策を7つの体系に区分し、現状と課題、施策の方向とともに、取り組むべき具体的な施策と実施年度及び数値目標を示しています。

重点プロジェクトでは、計画期間中に重点的に本県独自の取り組みを進める施策・事業群を示しています。

また、この計画の期間は、平成22年度を初年度、平成26年度を目標年度とした5か年となっています。

### 4 計画の進行管理

この計画をより実効性のあるものとするため、施策・事業については、適切な進行管理を行い、次世代育成支援対策法に基づき毎年度実施状況を公表します。

また、子育て支援サービスについては、利用者の視点に立った指標等により、点検・評価を実施することにより、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルを確立し実効性の確保を図ります。

### 5 計画の推進体制

この計画の施策・事業は、県関係部局で構成する山梨県少子化対策推進本部を中心として全庁的に推進します。

また、企業や子育て支援団体、関係行政機関等で構成する「やまなし子育て支援プラン推進協議会」において、計画の施策・事業の実施に関して意見を聴くなど、計画の着実な推進を図っていきます。

# 第1章 総論

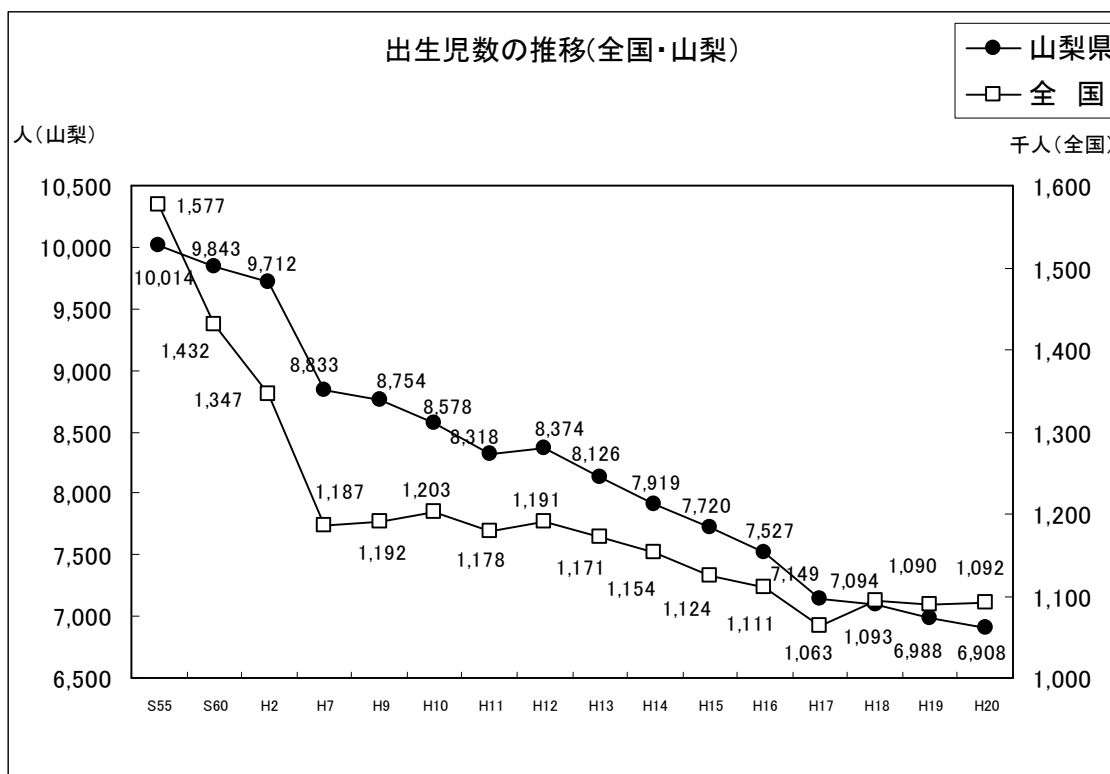
## 第1節 子育て環境の変化

### (1) 少子化の動向

#### ○出生児数と出生率

- ・ 全国の出生児数は、平成17年に1,062,530人と大きく減少しましたが、平成18年、1,092,674人に増加してからは、平成20年、1,091,150人と年間約109万人で推移しています。

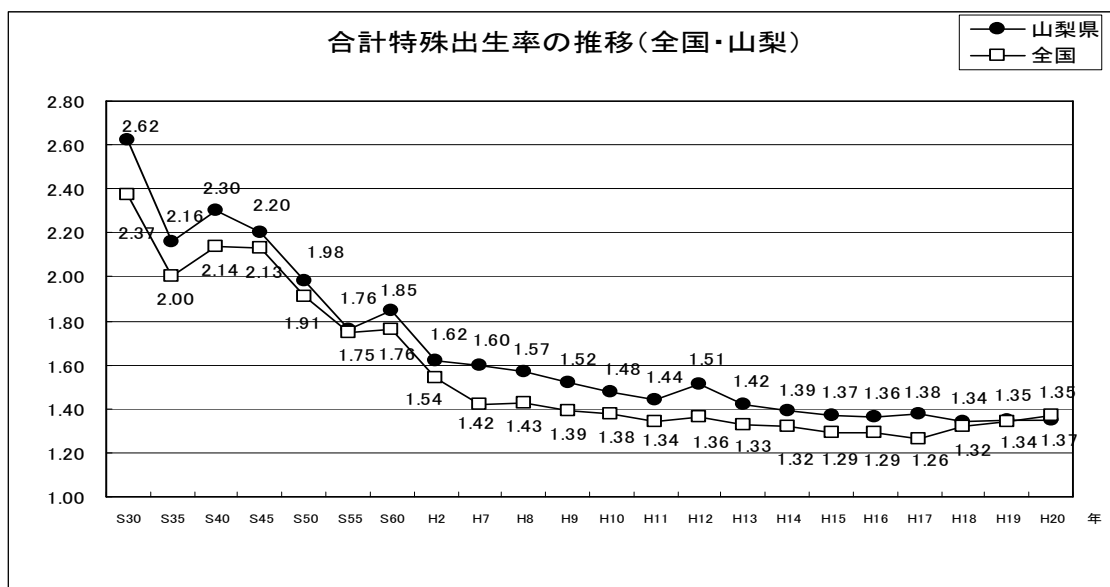
それに対して、本県の出生児数は、平成17年に7,149人と大きく減少した後も、減少傾向が続き、平成20年は6,908人となっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

- ・ 全国の合計特殊出生率は、平成17年に1.26と大きく低下しましたが、平成18年に6年ぶりに上昇してからは3年連続で上昇し、平成20年は1.37でした。

それに対して、本県の合計特殊出生率は、平成12年、平成17年と前年を上回った年もありましたが、横這い・減少傾向が続いており、平成20年は1.35と初めて全国を下回りました。



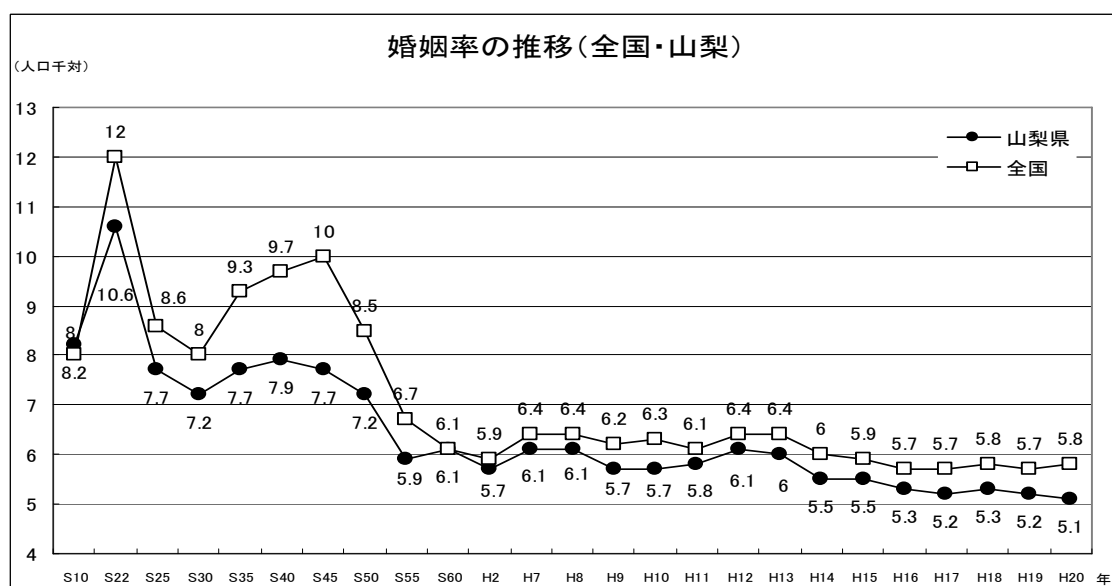
資料：厚生労働省「人口動態統計」

## ○婚姻率の低下

平成20年の全国における婚姻率は、人口千人に対して5.8と平成16年から、ほぼ横這いの状況となっています。

それに対して、平成20年の本県における婚姻率は、人口千人に対して5.1となり、急激な落ち込みではないものの、過去最低となりました。

「必要性を感じない」、「自由や気楽さを失いたくない」や経済的な問題等を理由として、「結婚するつもりがない・できない」と答える人の増加を背景に、婚姻率が低下しており、少子化の要因の一つとなっています。



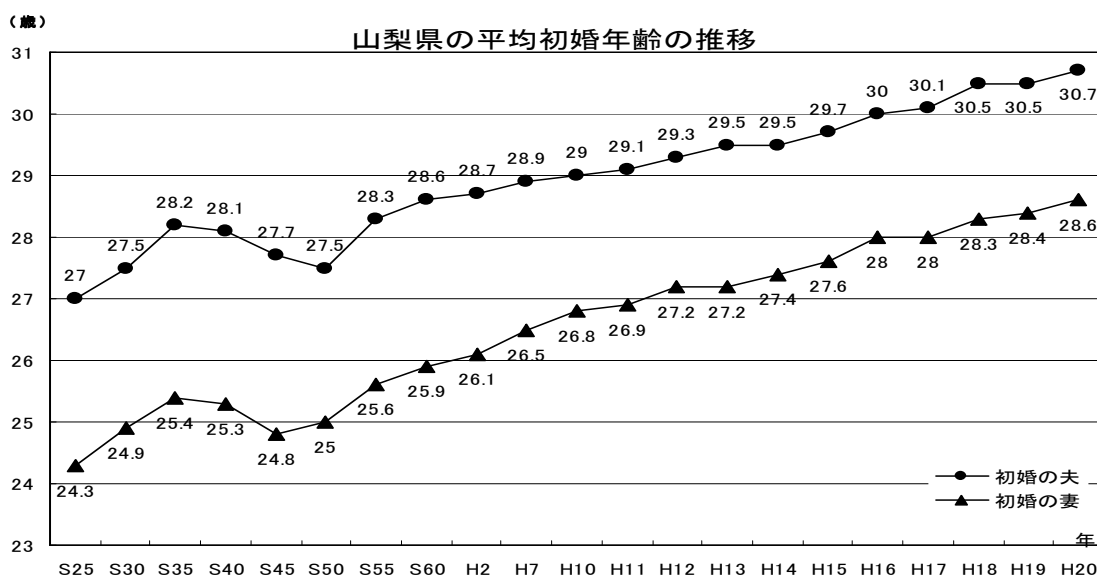
資料：厚生労働省「人口動態統計」

## ○晩婚化の進行

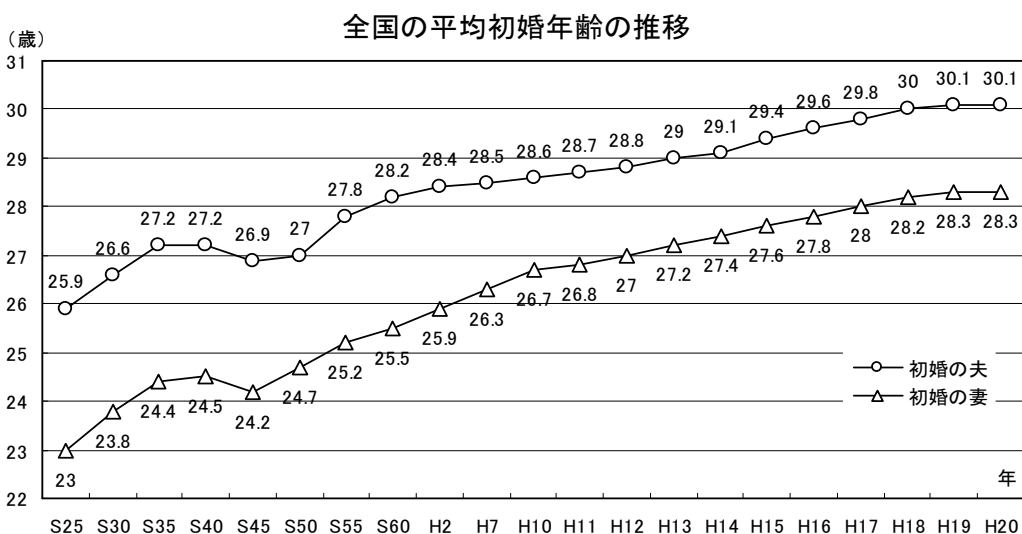
本県の平均初婚年齢は、男女ともに年々上昇しており、平成20年において男性は30.7歳、女性は28.6歳となっています。

平成20年の全国における平均初婚年齢である男性30.1歳、女性28.3歳と比較しても、男性0.6ポイント、女性0.3ポイント、本県の方が高くなっています。

仕事を持つ女性が増えて女性の経済力が向上したことや男女ともに独身生活の方が自由だという理由から晩婚化が進行しており、少子化の要因の一つとなっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

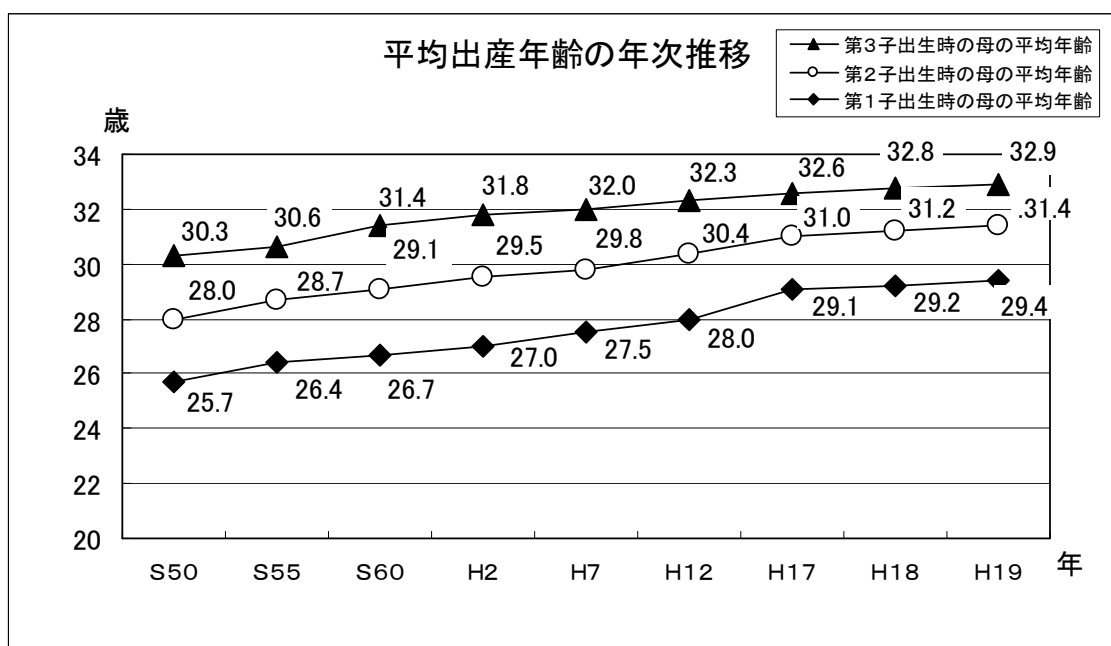


資料：厚生労働省「人口動態統計」

## ○平均出産年齢の上昇等

全国の平均出産時年齢は、平成12年には第1子が28.0歳であったものが、平成19年には29.4歳と1.4歳、第2子が30.4歳であったものが31.4歳と1.0歳、第3子が32.3歳であったものが32.9歳と0.6歳上昇しています。

晩婚化の進行により、平均出産時年齢が上昇するとともに、出産間隔が短くなってきており、乳幼児の子育て中に第2子以降を出産するケースが増えるので、安心して出産できるよう、子育て中の乳幼児の保育を支援する体制の整備が重要です。

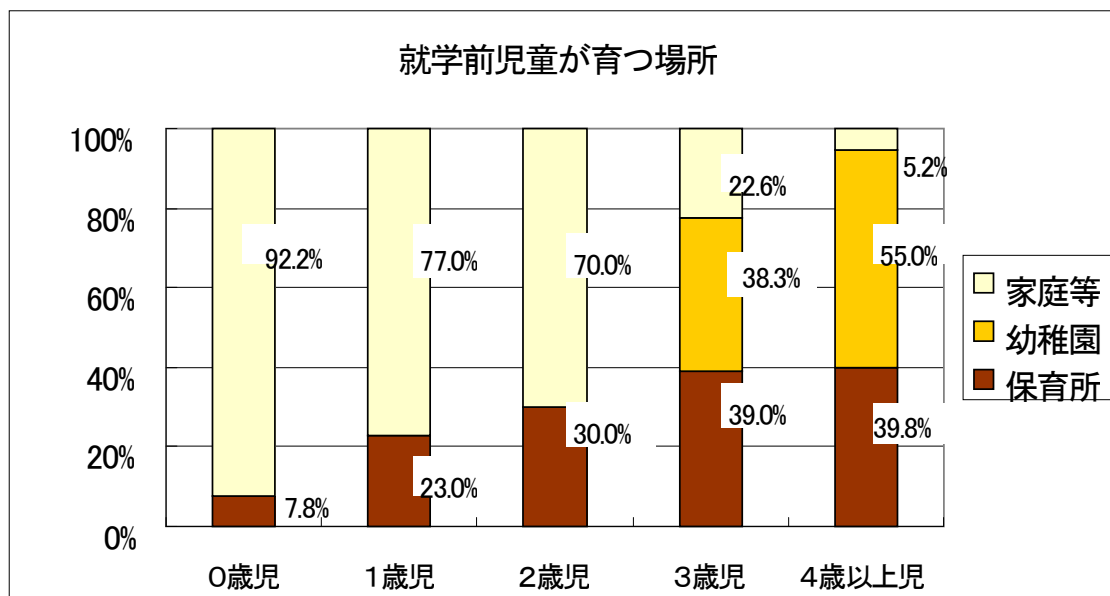


資料：厚生労働省「人口動態統計」



## ○就学前児童が育つ場所

平成19年の全国において就学前児童が日中育てられている場所を年齢別に見ると、3歳児の約80%、4歳以上児の約95%が、保育所又は幼稚園に入所・入園しているのに比べ、3歳未満児で保育所に入所している割合は、0歳児7.8%、1歳児23.0%、2歳児30.0%となっており、3歳未満児への保育サービスの充実や3歳未満児を育てている家庭に対する支援が必要となっています。



資料：厚生労働省作成資料

就学前児童数：平成18年人口推計年報(H18.10.1現在) 幼稚園就園児童数：学校基本調査(速報)(H19.5.1現在)

保育所利用児童数：福祉行政報告例(概数)(H19.4.1現在)

## (2) 前期計画からの子育てを取り巻く環境の変化

### ○国の動向

「やまなし子育て支援プラン」を策定した平成17年2月以降、国の少子化社会対策会議等により、次のような決定等がされました。

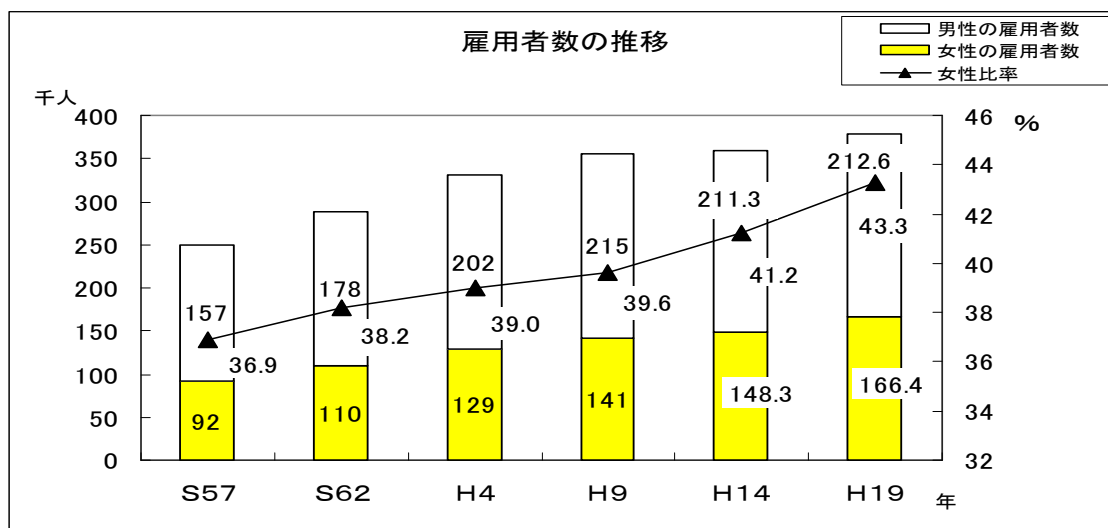
- 平成18年6月、少子化社会対策会議において、「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動等の推進に重点をおいた「新しい少子化対策について」が決定されました。
- 平成19年12月、少子化社会対策会議において、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解消のため、働き方の見直しによる「仕事と生活の調和の実現」と「親の就労と子どもの育成の両立」「家庭における子育て」を包括的に支援する枠組み(社会的基盤)の構築を車の両輪とした、「子どもと家族を応援する日

本」重点戦略が策定されました。

- 平成20年2月、国は、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことのできる社会を目指し、保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開することとしました。
- 平成20年4月1日から、児童虐待件数の増加等の状況を踏まえ、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、児童の安全確認の立入調査の義務化等が行われました。
- 平成22年1月、国は、次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会のため、「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」 「少子化対策から子ども・子育て支援へ」などを掲げ、子どもと子育てを応援する「子ども・子育てビジョン」を策定しました。
- 平成22年3月、国は、中学校修了までの子ども1人当たり月額13,000円の子ども手当(子ども手当の一部として児童手当を支給)の支給と国公立高校生のある世帯は授業料を無料とするとともに、私立高校生等には授業料について一定額を助成する高校授業料の実質無償化を決定しました。

### ○女性雇用者数の推移

平成19年の本県の雇用者数約38万人のうち、約17万人、43.3%が女性雇用者で、雇用者数・比率とも年々増えてきています。女性が就労しながら出産・子育てを安心してできる環境の整備が必要となっています。

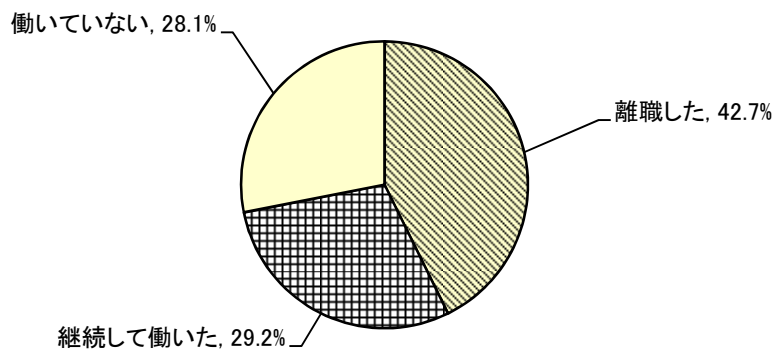


資料：就業構造基本調査

## ○出産前後の就労の状況

就学前の児童をもつ母親に、出産前後に仕事を継続したかどうかを聞いたところ、42.7%の母親が仕事を継続せずに離職したとの回答がありました。

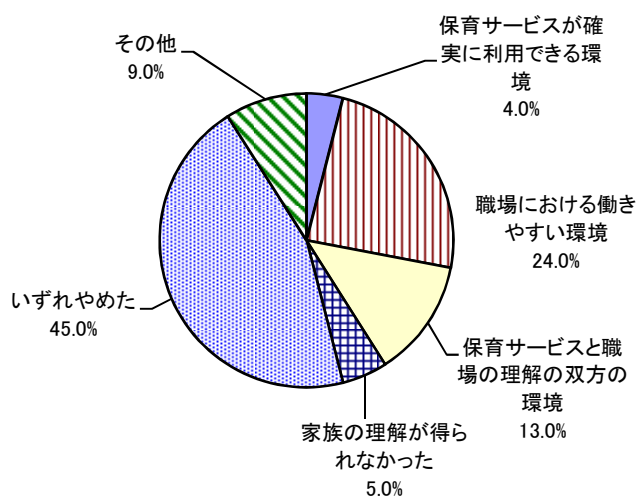
出産前後に仕事を離職したか



資料：平成20年度市町村住民ニーズ調査結果

出産前後に離職した母親に、どのような状況であれば仕事を継続したか聞いたところ、保育サービスが確実に利用でき、職場の理解・働きやすい環境があれば仕事を継続した人が、41.0%いました。

離職した人はどのような状況であれば継続したのか



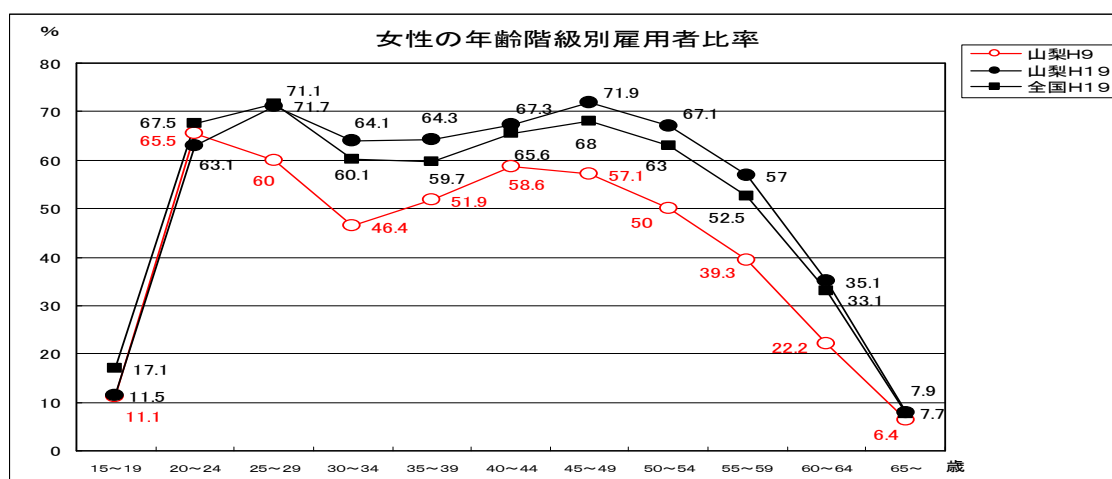
資料：平成20年度市町村住民ニーズ調査結果

## ○女性の年齢階級別雇用者比率

平成19年の本県における女性の年齢階級別雇用者比率を見ると、平成9年の比率と比較し、各年齢階級で雇用者比率が高まっています。

また、全国と比較して、30歳台以降の落ち込みは少なくなっていますが、全国と同様に、結婚・出産・子育てに伴う離職を要因とするM字カーブを描いています。

就労と結婚・出産・子育てとの二者択一構造の解消のため、仕事と生活の調和の実現に取り組む必要があります。

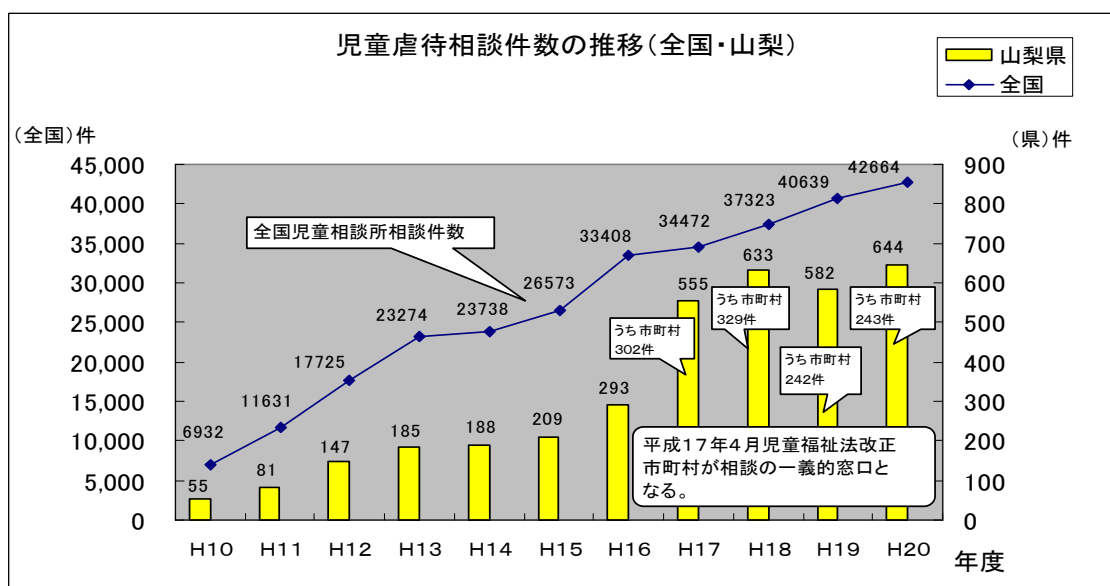


資料：総務省「就業構造基本調査」

## ○児童虐待相談件数の推移

児童虐待相談件数は、平成20年度には、全国の児童相談所に寄せられた相談件数が42,664件、県内の相談件数が644件と増加傾向が続いています。

社会的養護や心に問題を抱える子どもたちへの支援が必要です。



資料：中央児童相談所調べ

## 第2節 前期計画の進捗状況

前期計画では、8つの施策体系に289事業を掲載するとともに、このうち98事業に数値目標を設定し進行管理をしてきました。

計画第4年次である平成20年度の達成状況は、以下のとおりです。

施策体系別(全体)	数値目標 設定事業 a	目標達成事業 (80%以上達成) b	達成事業割合 (b/a)
1 多様な保育ニーズへの対応	16	2	12.5%
2 子育てにかかる負担感の軽減	4	1	25.0%
3 次代を担う子供たちの健全育成	22	11	50.0%
4 支援を必要とする子どもたちへのきめ細かな取り組み	14	11	78.6%
5 親子の健康増進と小児医療の充実	4	3	75.0%
6 子どもたちを取り巻く教育環境の充実	22	16	72.7%
7 仕事と子育てを両立するための支援	2	1	50.0%
8 子育てを安全安心にできる環境づくり	14	10	71.4%
計	98	55	56.1%

資料：前期計画の数値目標進捗状況（H20）

## 第3節 後期計画における課題

### (1) 前期計画の検証からの課題

- ・ 前期計画では、平成20年度末において過半数の事業が予定以上の進捗率となっているものの制度の変更などにより、予定どおりの進捗率に達していない事業もありました。
- ・ 放課後児童クラブのように、数値目標は達成されたものの、当初目標を超える住民ニーズがあり、サービス提供量が不足しているケースも見受けられました。  
地域における子育て支援に対するニーズを利用者の視点から的確に把握し、必要な保育サービス提供体制の整備を図る必要があります。
- ・ 夜間保育や休日保育などの特別保育サービスは、地域によっては、サービス提供を開始したが利用者が少なく、サービスの廃止に至ったケースもありました。  
各地域ごとの子育て支援に対するニーズを正確に把握することが必要です。

- ・ 延長保育は、子育て中の女性が就労を継続していくために欠かせないサービスです。

制度の周知とともに、民間保育所の78%が延長保育を行っているのに対して、42%と取り組みが少ない公立保育所における延長保育の充実を図っていく必要があります。

- ・ 数値目標の設定にあたっては、住民ニーズを精査する中で、子育て支援に直結した項目について適切に設定する必要があります。
- ・ 地域子育て支援センターや子育て支援を主たる活動目的とするNPO法人、子育て支援団体等のネットワークを構築し、そのなかで情報交換や研修・学習会を開催することで、情報の共有化や地域格差の解消を図り、山梨全体の子育て支援の質の向上を図る必要があります。
- ・ 児童虐待やDVなど家庭内の問題が深刻化するとともに地域の養育力の低下が進行し、子どもの数が減少する一方で、社会的養護を必要とする児童や心に問題を抱える児童が増加しており、きめ細かな支援体制の整備が必要です。
- ・ 待機児童の人数や各種保育ニーズの利用状況などを的確に把握し、利用者の視点に立った指標等を設定し、点検・評価する必要があります。

## (2) 市町村ニーズ調査結果

平成20年度、県内の各市町村が行った小学校就学児童・就学前児童をもつ保護者の子育てに関するニーズ調査結果を集計したところ、次のとおりの結果でした。

- ・ 就学前児童をもつ母親の就労率は59%と過半数を超えているとともに、現在未就労の母親のうち、92%が現在又は将来的に就労希望を持っていました。

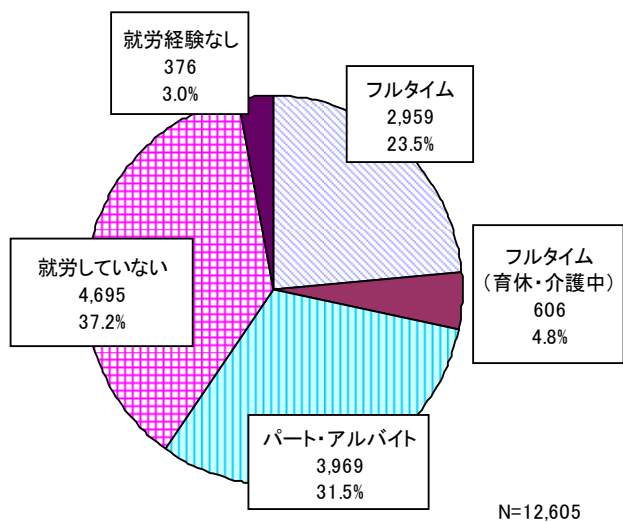
母親の就労希望をかなえるためには、母親への就労援助と仕事と子育ての両立のための一層の支援が必要です。

- ・ 地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター等は、利用率は低いものの利用希望は高くなっています。

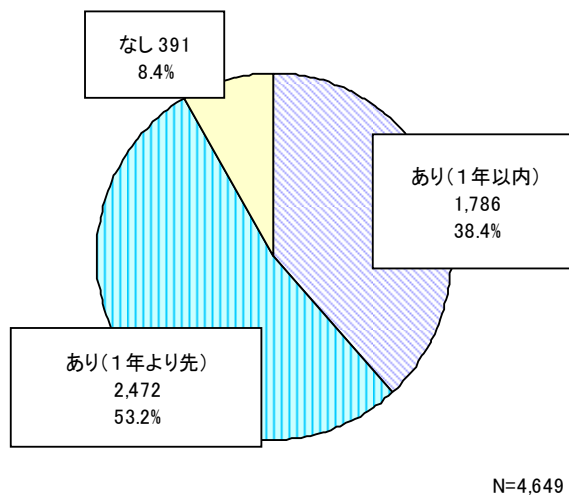
今後、事業の周知と活用の促進を図るとともに施設の充実を図っていく必要があります。

- ・ 子育て中の家庭が行政に望むことの上位は、次のとおりでした。
  - ア 児童館や公園などの増設や拡充 (22.6%)
  - イ 周産期医療や小児救急医療など医療体制の充実 (20.0%)
  - ウ 保育所や幼稚園等にかかる費用負担の軽減 (11.2%)
  - エ 医療費の助成や各種手当の充実 (9.7%)

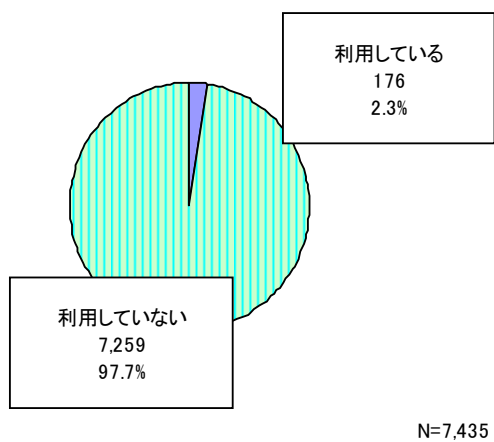
母親の就労状況



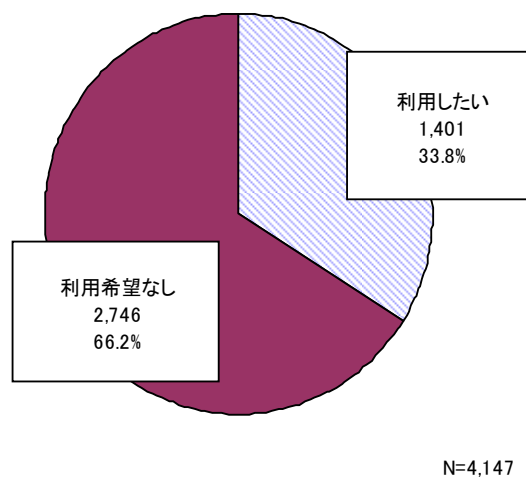
母親の就労希望



ファミリーサポートセンターの利用

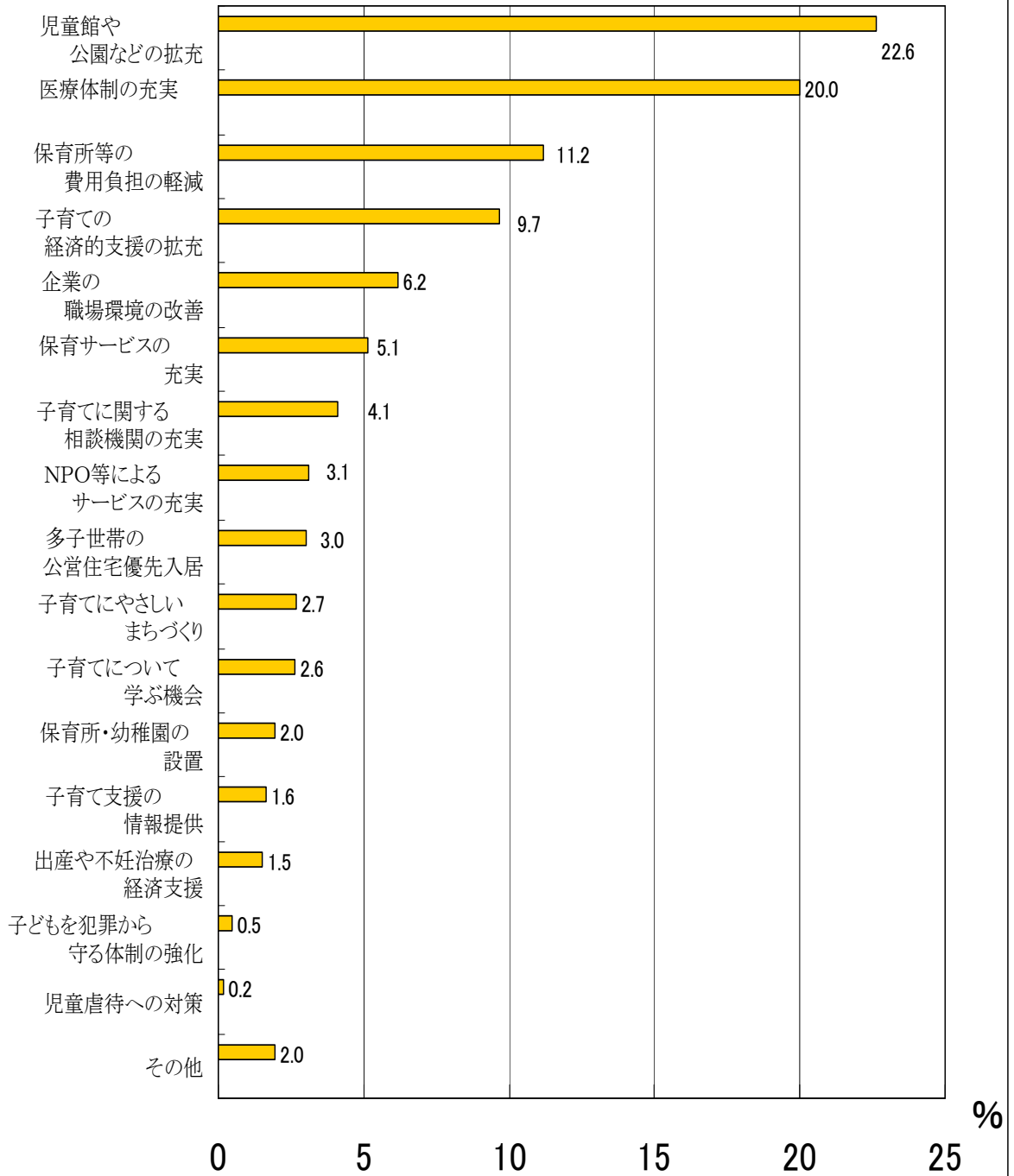


ファミリーサポートセンター利用希望



※ 市町村ニーズ調査結果は、別冊資料集参照

## 行政に対して期待すること、望むこと



※ 市町村ニーズ調査結果は、別冊資料集参照



### (3) 県政モニターアンケート調査結果

平成21年1月、県政モニター（20歳以上の男女）を対象に子育てに関するアンケート調査を行った結果、以下のようなことが重要であるとの意見が多く寄せられました。

- ・「休日や夜間における小児救急患者への医療体制の充実」
- ・「通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の整備」
- ・「幼稚園・保育園や小・中学校、地域における交通安全教室の充実」
- ・「いじめ、暴力、少年非行等の問題行動や不登校等に対応する相談体制の強化」

※ 県政モニターアンケート調査結果は、別冊資料集参照

### (4) 子育て関係者からの意見聴取結果（県政ひざづめ談議、女性の知恵委員会等）

- ・ 児童館や地域子育て支援センターなどを、他の市町村の親子でも利用できるようにならないか。
- ・ 家庭で0歳から3歳児の子育てをしている親（専業主婦等）は、公的支援が受けづらいつともに、核家族化の進行により相談相手も無く、子育てに関する不安感や孤独感が強い。家庭で子育てをする親への支援が必要。
- ・ 家庭に閉じこもっている母親へ、健診等の機会を利用し、子育て情報を提供する等の取り組みが有効ではないか。
- ・ 父親が子育てに主体的に参加できる社会づくりを進める必要がある。
- ・ 身近な地域の子育て情報が入手できる仕組みづくりとともに、子育て情報の双方向での受発信、リアルタイムで掲載できるシステムが望ましい。

### (5) 後期計画において国から示された新たな課題

- ・ 仕事と生活の調和の実現

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、少子化対策の観点からも重要であり、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」においても、社会全体の運動として進めていくこととされています。こうした取り組みについては、国、地方公共団体及び企業をはじめとする関係者が連携して進めることが重要です。

- ・ 児童養護施設や里親への委託など社会的養護体制の整備

次世代育成支援対策は、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

社会的養護を必要とする児童の増加や虐待等を受けた子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに充実を図り、家庭的な養護の推進・自立支援策の強化という観点も踏まえ取り組みを進めることが必要です。

- ・ 利用者の視点に立った点検・評価のための指標の導入

後期計画においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、個別事業を束ねた施策や計画全体の進捗状況（アウトカム）についても点検・評価するとともに、利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善につなげていく必要があります。

## 第4節 基本的な考え方

### (1) 基本理念

少子化の進行は、単純な人口規模の縮小だけではなく労働力人口の減少をもたらし、経済の持続的発展を阻害する将来に向けての大きな問題です。少子化の進行を食い止めるためには、女性が安心して結婚・出産ができるとともに、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会をつくる必要があります。

現在の少子化進行の背景には、父親が子育てに時間をかけられないなどにより、仕事と子育ての両立が困難であることから、女性が仕事と結婚・出産・子育ての二者択一を迫られる状況となっていることがあります。

女性が安心して結婚・出産をし、男女ともに仕事も家庭も大事にしながら働き続けることができるよう、子育て期における多様できめ細かな保育サービスや子育てしやすい労働環境づくりを進めていく必要があります。

核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化により、保護者が子育てに不安感を持ったり、孤立化するケースが問題となっています。

本県の特徴である子育てに適した豊かな自然や地域団体・NPO法人等の活発な地域活動を生かしながら、誰もが気軽に利用でき、必要な情報の提供を受けたり、相談したり、交流を図ることのできるサービスを充実させていく必要があります。

児童虐待などの増加により、社会的養護を必要とする子どもや心に問題を抱える子どもが増え、その背景も多様化しています。

すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生子防から早期発見・早期対応や治療、保護・支援に至るまでの切れ目ない継続的な支援をしていく必要があります。

子育てを支援していくためには、子どもは社会全体の希望であることを認識し、県民が一体となって取り組む必要があります。現在、地域で活動する子育て支援団体・サークルの活性化を促進するとともに、企業・地域・団体などが協働した子育て支援を推進していく必要があります。

「暮らしやすさ日本一」を目指し、誰もがいきいきと安心して暮らせ、「子育てするなら山梨県」と言えるよう、県民一体となった取り組みの中で、笑顔の子育てを笑顔で応援する社会の実現を目指していきます。

## (2) 基本的な視点

### ① 子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

結婚や子育てに関する県民の希望を実現させるためには、仕事と生活の調和を図ることが重要であるとの視点に立ち、子育て期における多様な保育サービスの充実を図るとともに、県民や企業の意識の変革を促します。

### ② 山梨ならではの子育ての推進

誰もがいきいきと安心して暮らしていける山梨ならではの子育て支援を更に発展させることが重要であるとの視点に立ち、子育てに適した豊かな自然を活用した子育て支援を推進するとともに、愛育会やNPO法人などの活動を活かした子育て支援を推進します。

### ③ 社会的養護や心に問題を抱える子どもたちへの支援

社会的養護を必要とする子どもや心に問題を抱える子どもが増え、社会的養護体制の整備や子どもの心に関する対策を総合的に進めることが重要であるとの視点に立ち、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化及び施設機能の見直しや充実を図るとともに、医療・福祉・教育関係機関の連携強化や関係者への研修、相談機関や診療機関のあり方の検討など体制づくりを推進します。

### ④ 多様な主体の参画、協働の推進

社会全体の運動として、子育て支援を推進していくことが重要であるとの視点に立ち、地域で活動する子育て支援団体への支援や企業・地域・団体などが協働した子育て支援を推進します。

## (3) 施策体系と重点プロジェクト

基本理念の実現を図るため、施策を7つの体系として整理しました。

また、前期計画の検証や県民ニーズ、社会情勢の変化などを踏まえ、特に重点的に取り組む必要がある課題に対応していくために、「みんなで明るく0歳から3歳子育て推進プロジェクト」「届け！安心子育て情報発信プロジェクト」「すべての児童への支援推進プロジェクト」の3つを重点プロジェクトとして取り組んでいきます。

## 施策体系と重点プロジェクト

